

宮崎県公報

平成19年9月30日(日曜日)号外 第101号

発 行 印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

> 発 行 定 日 毎週月·木曜日 購読料(送料共)1年 36,000円

目 次			
		一部を改正する条例(行政経営課)	6
	頁	○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条	
条 例		例(財政課)	7
○政治倫理の確立のための宮崎県知事の資産等の		○宮崎県税条例の一部を改正する条例(税務課)	10
公開に関する条例の一部を改正する条例(秘書広報課)	1	○退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を	
○財産に関する条例の一部を改正する条例(総務課)	2	改正する条例(総務事務センター)	11
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する		○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38	
条例(人事課)	2	条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の	
○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び		報告に関する条例(障害福祉課)	12
基準に関する条例等の一部を改正する条例(〃)	3	○都市計画法施行条例の一部を改正する条例(建築住宅課)	14
○知事等の給料の減額に関する条例(″)	5	○教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正	
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の		する条例(教育庁)	14

例

政治倫理の確立のための宮崎県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例 をここに公布する。

平成十九年九月三十日

第三十九号)の一部を次のように改正する。

宮崎県知事 東国原 英 夫

政治倫理の確立のための宮崎県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する

条例

政治倫理の確立のための宮崎県知事の資産等の公開に関する条例(平成七年宮崎県条例

第二条第一項第四号中「、貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除 く。)」を「攻び貯金(普通貯金を除く。)」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」 に改め、同頃第五号を削り、同頃第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、 同号を同頃第五号とし、同頃第七号から第十号までを一号ずつ躁り上げる。

哥

(海行型口)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の改正規定及び次 項の規定は、平成十九年十月一日から施行する。

(陸県計画)

2 この条例による改正後の第二条第一項第四号の規定の適用については、平成十九年十 月一日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び郵政民営化法等の施行に 伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)附則第三条第十号に規 定する旧郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。

財産に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年九月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

個島県条例第四十八号

財産に関する条例の一部を改正する条例

財産に関する条例(昭和三十九年宮崎県条例第八号)の一部を欠のように改正する。

第三条第一項中「こえる」を「超える」に改める。

第四条第二項中「こえて」を「超えて」に改める。

第五条(見出しを含む。)中「普通財産」を「公有財産」に改める。

第七条中「さまたげない」を「妨げない」に致める。

三

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年九月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

[四島県条例第四十九号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年宮崎県条例第四十四号)の一部を次のよう に致正する。

第十条第一項中「六月以上」を「十二月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和四十九年 **法律第百十六号)第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事** 委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあっては、六月以上)一 に、「雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)」を「同法」に、「同法第二十三条第 二頃に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定める者を司頃一 を「特定退職者を同法第二十三条第二項」に改め、同条第三項中「六月以上」を「十二月 以上(特定退職者にあっては、六月以上)」に改め、同条第十七項中「又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号) 一を削る。

当

(裾行型口)

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第十条第十七頃の改正規定 及び附則第三項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

(國理團)

- 2 この条例による牧正後の職員の退職手当に関する条例(以下「牧正後の条例」という。
 -)第十条第一項及び第三項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当に
 - ついて適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第十条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平式十九年法律第三十号)附則第四十二条の規定によりなお従前の例によるものとされ た同法第四条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定に よる失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条

図をここに公在する。

平成十九年九月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

個 雪 果 表 別 素 五 十 号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正す

る条例

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第一条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年

宮崎県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「六月以上」を「十二月以上(任命権者が定める者にあっては、六

月以上)一に改める。

第十四条第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め ω_{\circ}

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第二条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十一年宮崎県条例第四号)

の一部を吹のように致圧する。

第十三条第四項中「六月以上」を「十二月以上(管理者が定める者にあっては、六月

以上)一に致める。

第十五条第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め

 10°

(病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第三条 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平式十八年宮崎県条例第二十

二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項中「六月以上」を「十二月以上(管理者が定める者にあっては、六

月以上)一に改める。

第二十二条第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改

知事及び副知事の給料の額並びに常勤の監査委員のうち代表監査委員及び教育長の給料 の月額は、知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和二十八年宮崎県条例第十七号)第三 条、常動の監査委員の給与及び旅費に関する条例(昭和三十一年宮崎県条例第三十六号) 第三条、教育長の給与等に関する条例(平成十二年宮崎県条例第三十六号)第三条並びに 知事等の給与の特例に関する条例(平式十九年宮崎県条例第六号)第一条、第二条及び第 六条の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、別表の職名の欄に掲げる 区分に応じ、同表の期間の懶に掲げる期間については、同表の割合の懶に掲げる割合を知 事等の給与及び旅費に関する条例別表、常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例第三 条及び教育長の給与等に関する条例第三条に定める額に乗じて得た額を减じた額とする。

知事等の給料の減額に関する条例

何崎県条例第五十一

宮崎県知事 東国原 英 夫

平成十九年九月三十日

知事等の給料の減額に関する条例をここに公布する。

による。

2 第一条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関 する条例第十二条第四項、第二条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準 を定める条例第十三条第四頃及び第三条の規定による攻正後の病院事業職員の給与の種 類及び基準を定める条例第二十一条第四項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に

(翼型計画)

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

(裾行型口)

等

\$10°

ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額及び給料の月額は、この限りでない。

当

- この条例は、平成十九年十月一日から施行する。
- 2 この条例は、平成十九年十一月三十日限り、その効力を失う。

別表

類	野 三	量 勺
安	平成十九年十月一日から同年十月三十一日まで	百分の三十
	平成十九年十一月一日から同年十一月三十日まで	百分の六十
温 安事	平成十九年十月一日から同年十月三十一日まで	百分の二十
代表監查委員	平成十九年十月一日から同年十月三十一日まで	百分の二十
教育長	平成十九年十月一日から同年十月三十一日まで	百分の二十

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年九月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

何崎県条例第五十二号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例(平式十一年宮崎県条例第四十号)の一部

を次のように改正する。

別表二十八の項%中「4、2、3、4、2及び犯」を「5、1、4、5、7及び怨」に 改め、同項中怨を怨とし、同項が中「4、2、5、4、5及び25」を「5、1、4、5、 「以及び:に改め、同項中がを怨さし、同項的中「√、13、13、14、21及び:を「ら、 1、4、5、5及び3culと改め、同項中のをひとし、同項5ch「4、2、5、1、2及び 23」を「ら、11、41、51、51及び35」に改め、同項中36を3とし、同項34中「4、21、51、51、51、bl は、
い及び
犯」を「ら、
は、
は、
い及び
怨」に
改め、
同項中
なを
沈とし、
怨を
なとし、 **20~3~~、同項44~「第四十七条第五項」の下に「(第三十四条の二第二項において準**

宮崎県知事 東国原 英 夫

平成十九年九月三十日

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

— 7 —

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。

系

の協議に関すること。

4 第四十三条第三項の規定による国の機関又は都道府県等と

ik る。

「第三十四条第十号」を「第三十四条第十四号」に改め、同項中いを且とし、りを切とし、 8をらとし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、5の前に吹のように加

との協議に関すること。 別表二十九の項1中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改め、同項2中

3 第三十四条の二第一項(第三十五条の二第四項において準 用する場合を含む。)の規定による国の機関又は都道府県等

用する場合を含む。)」を加え、同項中のを犯とし、同項の中「第四十七条第四項」の下 に「(第三十四条の一第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項中のを記さ し、同項的中「及び第三項」の下に「(第三十四条の二第二項において準用する場合を含 む。)」を加え、同項中的を犯とし、同項的中「第四十七条第一項(一の下に「第三十四 条の二第二項及び」を加え、同項中ცを切とし、いを追とし、いをげとし、いをいとし、 **山を切とし、同頃は中「第四十一条第二頃ただし書(1の下に「第三十四条の二第二頃及** び一を加え、同項中はを吐とし、同項比中「第四十一条第一項(一の下に「第三十四条の 二第二項及び一を加え、同項中比を识とし、江を比とし、いを江とし、りを叩とし、8を のさし、てを⊗とし、らをてとし、らをらとし、4をらとし、3を4とし、4の前に欠の ように加える。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

る。使用料及び手数料徴収条例(平成十二年宮崎県条例第九号)の一部を次のように改正す

第三条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

けた地位の承継の承認申請に対する審査 土地掘削許可を受けた地位の承継の承認申十一の二 温泉法第六条第一項又は第七条第一項の規定に基づく土地の掘削の許可を受

請手数料

の一号を加える。第三条第一項第十二号中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同号の次に次

に対する審査 ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた地位の承継の承認申請手数の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた地位の承継の承認申請十二の二 温泉法第十一条第二項において準用する同法第六条第一項又は第七条第一項

致

同項第十三号の次に次の一号を加える。号の二中「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同号を同項第十三号の三とし、第三条第一項第十三号中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同項第十三

を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 温泉利用許可を受けた地位の承継の承十三の二 温泉法第十六条第一項又は第十七条第一項の規定に基づく温泉の利用の許可

認申請手数料

第四十三条第一項一に改める。項目等四十三条第一項一に改める。項」を「第六十八条の五の六第一項」に改め、同項第四百四十七号中「第四十三条」を「第六十八条の五の五第一項」に改め、同項第四百十九号中「第六十八条の五の五第一項」は改め、同項第四百十八号中「第六十八条の五の四第一項」建築等許可申請手数料」に改め、同項第四百十七号中「第六十八条の五の二第二項」を「建築等許可申請手数料」に、「用途地域における建築等許可申請手数料」を「用途地域等における第三条第一項第四百二号中「又は第十二項ただし書」を「、第十二項ただし書又は第十

別表第二の	十一の項の次に次のように	加える。		
+1011		一件につき	七十四百日	
十里				
開三指				
可を英				
けた地				
位の承				
継の承				
超中語				
手数対				
別表第二の	十二の項の次に次のように	加える。		
+11611		一件につき	七十四百日	
多つ				
田路里				
掘又は				
動力装				
置の許				
可を受				
けた地				
位の承				
継の承				
照申請				
手数菜				
別表第二中	十三の二の項を十三の三の	頃とし、十三	の項の次に次のよ	うに加える。
+111611		一件につき	七十四石田	
温味				

— 9 —

宮崎県祝条例の一部を改正する条例

宮崎県知事 東国原 英 夫

平成十九年九月三十日

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

1一 第三条第一項第四百二号の改正規定、同項第四百四十七号の改正規定及び別表第二 の四百二の項の改正規定、平成十九年十一月三十日

- 一 第三条第一項第四百十七号から第四百十九号までの改正規定 公布の日
- 当該各号に定める日から施行する。

この条例は、平成十九年十月二十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当

別表第二の四百二の項中「用途地域における建築等許可申請手数料」を「用途地域等に おける建築等許可申請手数料」に改める。

利用許 可を受 けた地 位の承 継の承 影申請 手数料

第三十二条第一項中「特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に除るもの

に限る。)並びに一を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「

又は第二項一を削り、同項第一号ニを削り、同項第二号及び第三号を次のように改め、同

宮崎県税条例(昭和二十九年宮崎県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の八中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

頃を同条第三頃とする。

- 1一 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の六・六の税率を乗じて得た金額
- 三 その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の九・六の税率を乗じて得た

金額

附則第十一項中「各事業年度分、各連結事業年度分及び各特定信託の各計算期間分」を

「各事業年度分及び各連結事業年度分」に改める。

附則第二十八項中「同条第四項第二号イーを「同条第三項第二号」に改める。

当

(海行野口)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(國典團数)

2 この条例による改正後の第三十二条、附則第十一項及び第二十八項の規定は、この条 例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に効力が生ずる信託(遺言によってされ た信託にあっては施行日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律 の整備等に関する法律(平成十八年法律第百九号)第三条第一項、第六条第一項、第十 一条第二項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項又は第五十六条第二 項の規定により同法第三条第一項に規定する新法信託とされた信託(以下「新法信託」 という。)を含む。)について適用し、施行日前に効力が生じた信託(遺言によってさ れた信託にあっては施行日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。)について は、なお送前の例による。

平成十九年九月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

のように改正する。退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和二十四年宮崎県条例第十八号)の一部を次

第十一条の次に次の二条を加える。

かわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金が支払われたべき年金の内払とみなすことができる。年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後に支払う第十一条の二 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その支給を停止す

場合におけるその圧金のその頑額すべきであった部分についても、同様とする。

ころにより、当該年金の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当するいう。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金があるときは、規則で定めるとが行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下「返還金債権」としたにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金の過誤払第十一条の三 年金を受ける権利を有する者が死亡したためその年金を受ける権利が消滅

ら重支障害の状態にあって、かっ、一に攻める。第五十一条中「重度障害の状態にあって」を「吏員及びこれに準ずる者の死亡の当時か

三

ことができる。

(海行型口)

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

(成年の子の遺族年金に関する経過措置)

- わらず、なおその効力を有する。この条例による改正後の退職年金及び退職一時金に関する条例第五十一条の規定にかかこの条例の施行の際現に遺族年金を受ける権利又は資格を有する成年の子については、2 この条例による改正前の退職年金及び退職一時金に関する条例第五十一条の規定は、
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者

の症状等の報告に関する条例をここに公布する。

平成十九年九月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県 条例第五十六号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入 院者の症状等の報告に関する条例

(要加)

第一条(この条例は、精神保健及び精神障害者循趾に関する法律(昭和二十五年法律第百 二十三号。以下「法」という。)第三十八条の二第三項の規定に基づき、任意入院者(同項に規定する任意入院者をいう。以下同じ。)の症状等の報告に関し必要な事項を定 めるものとする。

(報刊)

- 第二条 法第三十八条の二第三項に規定する精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入 **院中の任意入院者の症状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和** 二十五年厚生省合第三十一号。以下「省令」という。)第二十条の五各号に掲げる事項 について、
 田事に
 報告し
 なければ
 ならない。
- 2 前項の規定による報告は、精神科病院の管理者が法第三十八条の二第三項に規定する **情神科病院の管理者に該当することとなった日の属する月の翌月から、圧意入院者が入** 院した日の属する月を初月とする同月以後の十二月ごとの各月に行わなければならない。 ただし、当該任意入院者が省令第二十条の四第二号に掲げる要件に該当する者であると きは、これらの報告に加えて当該入院した日の属する月を初月として六月を経過する月 に行わなかればならない。

(奏任)

第三条(この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事頃は、知事が別に 定める。

当

都市計画法施行条例(平成十五年宮崎県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第三十一条ただし書」及び「及び市街化調整区域における開発区域の面

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県知事 東国原 英 夫

平成十九年九月三十日

何福県殊宮熊
五十七
中

憤一を削る。

第三条を削る。

当

平成十九年九月三十日

宮崎県条例第五十八号

ように改正する。

別表第一中

この条例は、公布の日から施行する。

郡市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

都市計画法施行条例の一部を改正する条例

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。

県立宮崎南高等学校

宮崎市月見ヶ丘五丁目二番一号

小林市大字水流迫六六四番地の二

県立日向工業高等学校

県立小林工業高等学校

日向市大字平岩八、七五〇番地

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例

*1*E

— 14 —

教育関係の公の施設に関する条例(昭和三十九年宮崎県条例第三十六号)の一部を次の

	当		公 報 平成 19 年 9 月 30 日(日曜日) 号外 第	101 -
П	県立日向工業高等学校		日向市大字平岩八、七五〇番地	
	県立宮崎南高等学校		宮崎市月見ヶ丘五丁目二番一号	
71				
П	県立日南工業高等学校		日南市大字板敷四一〇番地	
	県立小林商業高等学校		小林市大字堤一○八番地の一	
	県立門川高等学校		東臼杵郡門川町大字門川尾末二、六八〇番地(右下)(1917年)	
.11			・	
[] 1∕⁄		ı		
	県立日南工業高等学校		日南市大字板敷四一〇番地	
	県立門川高等学校		東臼杵郡門川町大字門川尾末二、六八〇番地	
に、				
	県立延岡星雲高等学校		延岡市牧町四、七二二番地	
₩		ı		
П	県立延岡星雲高等学校		延岡市牧町四、七二二番地	
	県立小林秀峰高等学校		小林市大字水流迫六六四番地の二	
に 改さ 	2 10°			
~				
		1 -		
))(の条例は、平成二十二年四月	· 	日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中	
	県立延岡星雲高等学校		延岡市牧町四、七二二番地	
₩ ₩				
	県立延岡星雲高等学校		延岡市牧町四、七二二番地	
	県立小林秀峰高等学校		小林市大字水流迫六六四番地の二	
				11